

次世代育成支援対策推進法に基づく日本下水道事業団行動計画（第4期）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、以下のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

2. 内容

目標1 計画期間内に、育児休業に関する就業規則等について周知することにより、取得促進を働きかける

対策

育児休業の取得について周知するため、職員に向けて社内ネットで告知を行い、以降、毎年度告知を継続して行う。

また、毎年度の育児休業の年間取得実績を社内ネットに掲載し、取得促進を働きかける。

目標2 計画期間内に、育児休業を取得しやすく、安心して職場復帰できる環境の整備を行う

対策

所属長が職員の相談を受けて育児休業の取得推進に努めるとともに、職場全体でも育児休業の取得を支援することにより、育児休業等を取得しやすい環境整備を行う。

社内ネットを通じ、育児休業の制度について、管理職及び一般職員に向けて啓蒙活動を行う。

育児休業を取得している職員に対し、職員全般を対象とした研修テキスト等を送付することやテレワーク制度の活用を促すことにより、育児休業後の円滑な職場復帰を支援する。また、出産や子育てのために退職し、再就職を希望する旨を申し出た者に対し、再雇用制度を活用した採用を行う。

各職場において子育てを支援することに取り組み、定期的の実績調査を行い、結果を社内ネットに掲載し、取得促進を働きかける。

目標3 計画期間内に、時間外勤務の縮減のための方策を検討し、実施する

対策

時間外勤務は本来例外的な場合にのみ行われるという認識を深め、三六協定の厳守、ノー残業デーの徹底、業務の合理化の推進に努める取組みを行う。毎年度、四半期毎の実績、取組み状況を確認の上、改善に取り組む。

また、年次休暇等の計画的な取得を促進するための取組みを行う。